一般社団法人島根県情報産業協会

令和５年度「高校生ITクラブ活動費助成金」について

(目的)

島根県内高校生が、学校内でＩＴに関するクラブをつくり、プログラミングやアプリケーションソフトウェアに関する知識や技術を自ら習得し、研究することを促進するため、助成金制度（以下「高校生ＩＴクラブ助成金」という）を運用する。併せて、クラブ活動の成果を挙げるため島根県情報産業協会（以下「協会」という）会員社所属の技術者によるサポートを希望に応じ斡旋することとする。

もって、ＩＴに興味を持つ高校生の育成と会員企業との関係構築に資する。

（対象者）

高校生ＩＴクラブ助成金は、島根県内の高校に通学する高校生が目的に記載するＩＴに関連するクラブ活動を。公式、非公式を問わず、学校公認のもと行うもの又は現に行っているものを対象とする。

（申請者及び申請期限）

学校長及びクラブ主宰者が連名で所定の書類で９月末までに協会あて申請する。この場合に、クラブ主宰者とは、部長等クラブ運営の実質的なリーダーをいう。

（対象経費）

ＩＴに関連する経費で、助成対象事業に直接要する経費をすべて対象とする。間接的な経費、例えば飲食費等は対象外とする。なお、パソコン取得等資産取得に関する科目については明確に区分できるようにしておくものとする。おって、一件10万円以下の少額な備品購入は備品購入費とはせず需用費で科目計上するものとする。

（助成額）

　　年２０万円を限度に必要経費の範囲内で交付する。千円未満の端数は切り捨てる。

（助成対象数）

　　毎年度の予算により決定するが、概ね３校程度を確保する。

（助成決定）

協会内に設置する審査委員会で、申請内容、収支状況等を比較検討のうえ助成対象者を決定し、学校あて通知するとともに学校管理の指定口座あて送金する。

（助成期間）

クラブ活動の創設を主たる目的のひとつとしているため原則として１年とするが、課題研究が継続的に行われる場合等の実情に応じ、３年を限度として助成金の交付申請をすることができる。

（サポーター斡旋）

クラブ活動におけるプログラミング研究等で、ＩＴ技術者の助力が必要な場合は、申請により協会加盟の会員社所属技術者を紹介斡旋する。そのために必要な旅費は、助成対象経費に含むことができる。なお、技術者派遣は、当該企業からの業務派遣として取り扱うため、謝金は不要である。

（実績報告）

助成実施年度の２月末日までに所定の書類により実績報告を行うものとする。

（広報）

助成金の交付先、交付の対象内容及び額については、協会が広報することを原則としてできるものとする。

（活動に係る権利）

協会は、助成金対象となった活動の成果に係る権利は一切主張しない。

　（その他）

　　申請と実績に乖離がある等不当な会計処理がある場合、助成金の全部又は一部の返還を求めることがある。